

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月6日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	Fujitsu Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 時田 隆仁
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
【電話番号】	044(777)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	ガバナンス・コンプライアンス法務本部 本部長 丹羽 正典
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
【電話番号】	044(777)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	ガバナンス・コンプライアンス法務本部 本部長 丹羽 正典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

2025年1月6日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

当社は、本日の取締役会決議により、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下、本公開買付者）との間における、本公開買付者による当社の関連会社である株式会社富士通ゼネラル（以下、富士通ゼネラル）の普通株式（以下、富士通ゼネラル株式）に対する公開買付け（以下、本公開買付け）への不応募、本公開買付者が本公開買付けにより富士通ゼネラル株式の全て（ただし、当社が所有する富士通ゼネラル株式（以下、当社売却予定株式）及び富士通ゼネラルが所有する自己株式を除く）を取得できなかった場合に、富士通ゼネラルの株主を当社と本公開買付者のみとするために富士通ゼネラルが行う株式併合、富士通ゼネラルが当社売却予定株式の取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的とする本公開買付者による富士通ゼネラルに対する資金提供及び富士通ゼネラルにおける資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、並びに富士通ゼネラルの自己株式取得に当社が応じることによる当社売却予定株式の譲渡（以下、本株式譲渡）を通じた富士通ゼネラル株式を非公開化することを目的とする一連の取引に関する取引基本契約（以下、本取引基本契約）を承認する決定をし、本取引基本契約を締結しました。

当社は、本取引基本契約に基づき、本公開買付けの成立を条件として、2026年3月期またはそれ以降に本株式譲渡を行う見込みです。

また、本株式譲渡により、富士通ゼネラルは当社の持分法適用会社から外れる予定です。

なお、本公開買付けは、国内外の競争法等に基づく必要な手続き及び対応に一定期間を要することが想定されているため、本公開買付けの開始時期については、本公開買付者により、2025年7月上旬が目指されてはいるものの、国内外の関係当局における手続き等に要する期間に影響されます。

### (3) 当該事象の損益に与える影響額

本公開買付けの成立を条件として2026年3月期に本株式譲渡が実行された場合には、2026年3月期の当社個別業績において、関係会社株式売却益（特別利益）約800億円を計上する予定です。

なお、2025年3月期においては、本株式譲渡による当社個別業績への影響はないと見込んでおります。

以上